

# 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱

（ 制 定 2 政 第 4 2 4 号  
令 和 3 年 1 月 2 8 日  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 ）

改正 令和3年2月5日 2政第445号  
改正 令和3年3月8日 2政第497号  
改正 令和3年5月13日 3政第53号

## 第1 趣旨

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、飲食業の売上げは対前年同月比1～4割減で推移し、特にインバウンド消費は壊滅的状况にあり、国際的な人の往来も制限され、回復の見通しは立っていない。

こうした影響を受ける飲食店等を仕向先とする農林水産物等の販路の多様化としてインターネット販売やデリバリー等が期待されているが、消費者においても「新たな生活様式」の実践途上にあり定着したとは言えず、引き続きデジタル技術の活用など生産者の販路の多様化等流通構造の改革を進める必要がある。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で販路を失った国産農林水産物等について、販路の多様化や地域の特色を生かした交流イベント等を通じて、需要に応じた販売活動の多様化に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

## 第2 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、外食、インバウンド等の需要先が消失した生産者等（生産者、加工業者、卸売業者又はこれらを構成員とする団体をいう。以下同じ。）に対し、「新たな生活様式」に対応した販路の多様化を促進するために必要な支援を行うことにより、生産者等の販路多様化、流通構造の改革を目的とする。

## 第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類、内容及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

なお、別表の事業の実施に当たっては、農林水産省大臣官房長（以下「官房長」という。）が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

## 第4 事業の採択等

事業の採択基準については、官房長が別に定める。

## 第5 事業実施計画等

## 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、官房長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、官房長に提出して、その承認を受けるものとする。

## 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（官房長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

## 3 事業等の着手

事業実施主体による事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定に基づく交付の決定の通知後に着手するものとし、別表の1の事業による支援の対象とする取組は、事業実施主体による事業実施者（別表の1の（1）から（4）までに掲げる取組を行う事業者をいう。以下同じ。）への交付の決定の通知（以下「交付決定」という。）後に当該事業実施者により着手された取組とする。

ただし、地域の実情に応じて事業実施者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、次に掲げる事業実施者の取組に限り、交付決定前に着手された取組であっても、別表の1の事業における事業実施主体による支援の対象とする取組とすることができる。

① 令和3年5月13日付け3政第53号による改正前の本要綱に係る取組であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間として公示された令和3年1月8日以降のもの

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間として公示された令和3年4月5日以降の取組

この場合にあつては、事業実施者は取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で取組を行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、官房長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 収益納付

1 事業実施主体は、官房長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、官房長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、官房長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和3年1月8日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行し、令和3年1月8日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月5日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。